

# 全国発明表彰募集要項

## 1 本事業の趣旨

本発明表彰は、皇室より毎年御下賜金を拝受し、我が国における発明、考案または意匠の創作者並びに発明の実施及び奨励に関し、功績のあった方々を顕彰することにより、科学技術の向上及び産業の発展に寄与することを目的として行っているものです。

## 2 表彰

### (1) 第1表彰区分

#### ◆恩賜発明賞（賞状及びメダル）

皇室からの御下賜金を拝受して行う全国発明表彰の象徴的な賞として、最も優秀と認められる発明等の完成者に恩賜発明賞を贈呈します。

#### ◇畠山一清賞

恩賜発明賞の受賞者に対して、畠山一清賞として賞状及び発明奨励金（200万円）を贈呈します。

#### ◆特別賞（賞状及びメダル）

内閣総理大臣発明賞 文部科学大臣発明賞 経済産業大臣発明賞  
特許庁長官賞 発明協会会長賞 日本経済団体連合会会長発明賞  
日本商工会議所会頭発明賞 日本弁理士会会長賞 朝日新聞発明賞

#### ◇発明奨励金

各特別賞受賞者に対して以下の発明奨励金を贈呈します。

内閣総理大臣発明賞（100万円）

文部科学大臣発明賞、経済産業大臣発明賞、特許庁長官賞、発明協会会長賞以上各賞（50万円）

日本経済団体連合会会長発明賞、日本商工会議所会頭発明賞、日本弁理士会会長賞、朝日新聞発明賞以上各賞（30万円）

#### ◆発明賞（賞状及びメダル）

### (2) 第2表彰区分

#### ◆21世紀発明賞（賞状及びメダル）

著しく優秀と認められる発明等の完成者に贈呈します。

#### ◆21世紀発明奨励賞（賞状及びメダル）

特に優秀と認められる発明等の完成者に贈呈します。

#### ◇発明奨励金

各受賞者に対して以下の発明奨励金を贈呈します。

21世紀発明賞（150万円）

21世紀発明奨励賞（50万円）

### (3) 実施等に関する表彰

#### ◆発明実施功績賞（賞状及びメダル）

第1表彰区分において、恩賜発明賞、特別賞を受賞する発明等が法人におけるものである場合に当該法人の代表者に贈呈します。

#### ◆21世紀発明貢献賞（賞状及びメダル）

第2表彰区分において、21世紀発明賞、21世紀発明奨励賞を受賞する発明等が法人におけるものである場合に当該法人の代表者に贈呈します。

#### ◆発明実施功労賞（賞状及びメダル）

第三者の発明、考案及び意匠を実施し、顕著な功績をあげている実施者を対象として贈呈します。

### (4) 発明奨励に関する表彰

#### ◆発明奨励功労賞（賞状及びメダル）

発明、考案及び意匠創作の指導、育成、奨励について顕著な功績のある者を対象として贈呈します。

## 3 各表彰区分における要件

(1) 第1表彰区分における要件（次の要件をいずれも具備すること。）

- ①応募案件が特許、実用新案登録または意匠登録されており、平成26年12月末日時点において権利が存続していること。
- ②発明、考案においては、科学技術的に秀でた進歩性を有し、かつ実施効果が顕著で科学技術の向上及び産業の発展に寄与し、さらに新しい技術の発展性を創出していると認められること。
- ③意匠においては、製品化され、広く一般に利用されて産業の発展、生活文化の向上に大きく寄与し、さらに形状、機能など構成要素が極めて優れており、新しい意匠の潮流を形成していると認められること。

(2) 第2表彰区分における要件（次の要件をいずれも具備すること。）

- ①応募案件が特許または実用新案登録されており、平成26年12月末日時点において権利が存続していること。
- ②本表彰の応募締切日（平成25年8月30日）が、当該発明等に係る特許権または実用新案権の設定登録後3年以内であること。
- ③科学技術的に秀でた進歩性を有し、新しい技術の発展性を創出すると期待されること。

## 4 応募者等の資格

- (1) 応募者は、日本国内における当該特許、実用新案または意匠の権利を有すること。
- (2) 応募案件の発明者、考案者または創作者は、日本国籍を有するか、または当該発明、考案または意匠を日本国内において完成させ、上記1. に掲げる本事業の趣旨に適合すると発明協会が認めた者であること。
- (3) 応募時点、当該発明等で、過去に叙勲・国家褒章を受章していないこと。  
※国家褒章受章者でも異なる発明、考案または意匠であれば応募いただけます。
- (4) 応募案件の発明、考案または意匠で、本表彰を受賞していないこと。  
※過去に選外となった案件は再応募いただけます。

## 5 応募方法

応募に当たっては、所定の平成26年度全国発明表彰調査表（以下、「調査表」という。）に記入要領（P 8～11参照）に従って必要事項を記入し、必要書類を添付の上、正1通・副2通（正の写し）の計3通を最寄りの各道府県発明協会、東京都内は公益社団法人発明協会（P 14参照）に提出してください。

なお、調査表その他の応募書類は一切返却しません。また、調査表に記載された事項は審査のみ用いられ、第三者に提供、開示等することはありません（ただし、受賞者発表時における発明の名称、発明者の氏名、企業名、所属部署名等の公表は除きます）。

調査表は、公益社団法人発明協会ホームページ（<http://koueki.jiii.or.jp/>）よりダウンロードするか、最寄りの各道府県発明協会、東京都内は公益社団法人発明協会までご請求ください。

## 6 応募上の注意

- (1) 平成5年改正法の登録実用新案（平成6年1月1日施行）については、応募書類に技術評価書を添付してください。
- (2) 関連発明（考案・意匠）の発明者（考案者・創作者）は、本表彰の対象とはなりません。
- (3) 「発明実施功績賞」及び「21世紀発明貢献賞」について、当該発明が日本国外に本社を有する法人におけるものである場合には、「本事業の趣旨」により受賞の要件を満たさないものとします。

## 7 応募受付期間

平成25年7月1日（月）～8月30日（金）

## 8 審査

- (1) 学識経験者及び主催者で構成される全国発明表彰選考委員会（以下、「選考委員会」という。）において審査します。
- (2) 選考委員会は応募者に対して案件の説明・実地調査を求めることがあります。
- (3) 選考結果に対する異議の申立て、お問合せ等についてはお受けできません。

## 9 結果通知及び受賞者の発表

審査結果は応募者に文書により通知します。

また、新聞掲載、当協会機関紙・ホームページ等で発表する予定です。

## 10 表彰式

平成26年6月または7月（予定）

## 11 その他

本表彰の趣旨を著しく損なうような行為及び応募書類に事実と反する記載があった場合は、応募の資格を有しないものとして取扱います。

## 12 お問合せ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-14

公益社団法人発明協会 発明奨励グループ 全国発明表彰担当

TEL：03-3502-5431（ダイヤルイン） FAX：03-3502-3485

E-mail：shourei@jiii.or.jp